

秋田市介護予防・日常生活支援 総合事業への移行について

平成28年8月19日 秋田市長寿福祉課

秋田市総合事業への移行 ポイント

- 秋田市の総合事業は、平成29年4月（平成29年度）から開始
- 総合事業の開始当初は、介護予防訪問介護・通所介護と同等のサービスと、現行の訪問型・通所型介護予防事業のみ（「総合事業への移行」と「移行後の様々な事業展開」は別々に行う）



既存の訪問型・通所型サービスはそのまま

(1) 介護予防・日常生活支援 総合事業の概要について

秋田市の現況と2025年

2015年

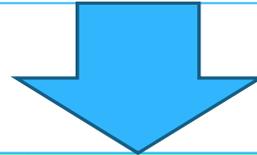
65歳以上の人口 **89,159人** **28.1%** (H27.10.1現在)

・男性より女性が15,537人多い (男36,811人、女52,348人)

・女性の高齢化率 31.2%

→ 2025年の全国平均(男女計)より高い

要介護認定率 **20.7%** (H27.9.30現在(暫定値)) (全国18.0%)



2025年

65歳以上の人口 **95,280人** (+6,121人) **34.4%** (+6.3%)
(第8次秋田市高齢者プラン)

その後は

・高齢者人口は殆ど変わらないが、75歳以上の割合が増加
(=介護リスクを抱える年齢層の増加)

・その他の年齢層が減少する(=支え手の減少)

要介護認定率 **25.5%** (+4.8%) (第8次秋田市高齢者プラン)

介護サービス給付費は 1.36倍 (第8次秋田市高齢者プランより推計)

第1 総合事業に関する総則的な事項

1 事業の目的・考え方

(1) 総合事業の趣旨 (P1~)

- 総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの。

(2) 背景・基本的考え方 (P3~)

イ 多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備も進めていく。

ロ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。

ハ 介護予防の推進

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。

ニ 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。

ホ 認知症施策の推進

ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。

ヘ 共生社会の推進

地域のニーズが要支援者等だけではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、豊かな地域づくりにつながっていくため、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集える環境づくりに心がけることが重要。

介護保険制度の全体図

国資料

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



※介護給付

要介護1~5のかたへの
保険給付サービス

※介護予防給付

要支援1・2のかたへの
保険給付サービス

※地域支援事業

要介護等となることを予
防し、地域において自立
した日常生活を営むこと
ができるよう支援する事業



市町村が実施。保険給付
サービスとは異なる

各サービスの給付と総合事業の関係

予防給付によるサービス

- ・訪問介護
- ・通所介護

- ・訪問看護
- ・訪問・通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入所者生活介護
- ・短期入所者生活介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・福祉用具販売
- ・住宅改修 など

移行

新しい総合事業によるサービス

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス
- ・生活支援サービス
(配食・見守り等)

※多様な主体による
多様なサービスの提供を推進

従来通り
予防給付で行う

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

国資料

介護予防・生活支援サービス事業

(従来の要支援者)

- ・要支援認定を受けた者(要支援者)
- ・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

訪問型サービス (第1号訪問事業)

・現行の訪問介護相当

・多様なサービス

- ①訪問介護
- ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③訪問型サービスB(住民主体による支援)
- ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
- ⑤訪問型サービスD(移動支援)

通所型サービス (第1号通所事業)

・現行の通所介護相当

・多様なサービス

- ①通所介護
- ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③通所型サービスB(住民主体による支援)
- ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)

- ①栄養改善の目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)

※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

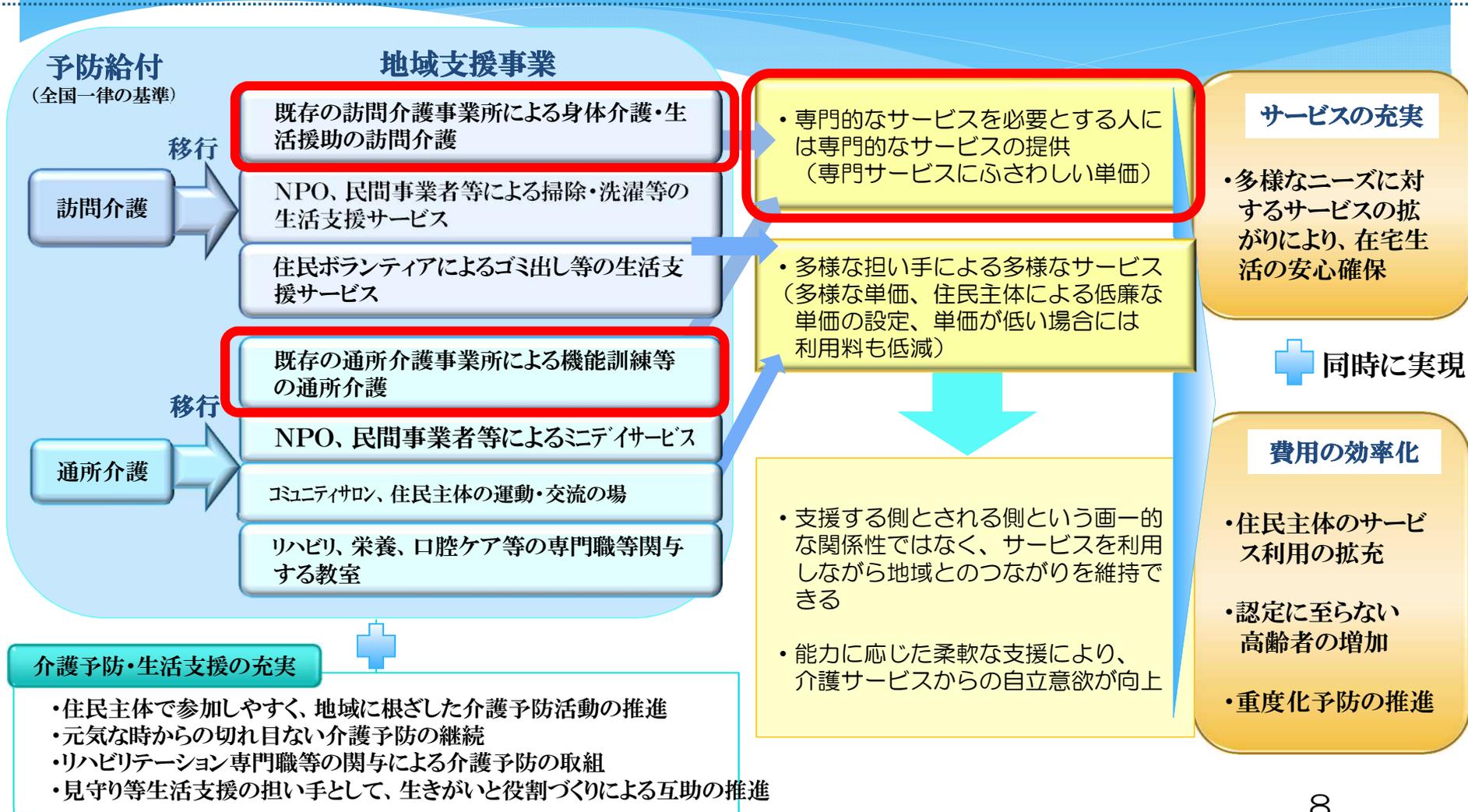
一般介護予防事業

- ・第1号被保険者の全ての者
- ・その支援のための活動に関わる者

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



【参考】新しい介護予防事業

第6 総合事業の制度的な枠組み

- 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなど的高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。

現行の介護予防事業

一次予防事業

- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・一次予防事業評価事業

二次予防事業

- ・二次予防事業対象者の把握事業
- ・通所型介護予防事業
- ・訪問型介護予防事業
- ・二次予防事業評価事業

一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から見直す

介護予防を機能強化する観点から新事業を追加

一般介護予防事業

・介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。

・介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行う。

・地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。

・一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

・(新)地域リハビリテーション活動支援事業

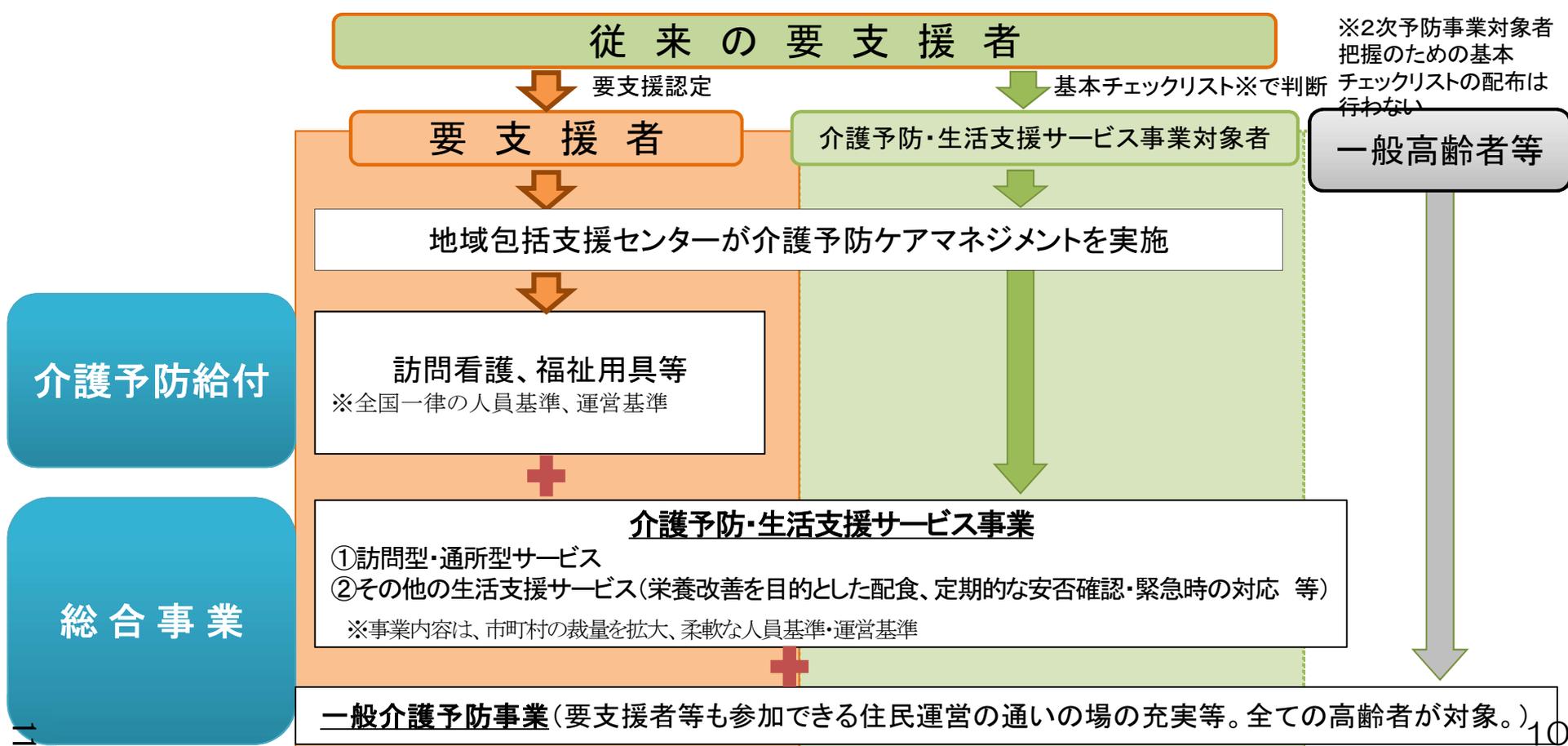
地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

介護予防・生活支援サービス事業

※従来、二次予防事業で実施していた運動器の機能向上プログラム、口腔機能の向上プログラムなどに相当する介護予防については、介護予防・生活支援サービス事業として介護予防ケアマネジメントに基づき実施

【参考】総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
 - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
 - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



(2)秋田市介護予防・日常生活 支援総合事業について

総合事業の構成図

平成29年
4月実施

・現行の訪問
介護相当

訪問型サービス
(第1号訪問事業)

- ①訪問介護
- ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③訪問型サービスB(住民主体による支援)
- ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
- ⑤訪問型サービスD(移動支援)

・多様な
サービス

・現行の通所
介護相当

通所型サービス
(第1号通所事業)

- ①通所介護
- ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③通所型サービスB(住民主体による支援)
- ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

・多様な
サービス

介護予防・生活
支援サービス
事業

(従来の要支援者)
・要支援認定を受けた者(要支援者)
・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

その他の生活支援サービス
(第1号生活支援事業)

- ①栄養改善の目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

介護予防ケアマネジメント
(第1号介護予防支援事業)

※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

一般介護予防事業

・第1号被保険者の全ての者
・その支援のための活動に関わる者

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防・日常生活
支援総合事業
(新しい
総合事業)

秋田市総合事業の実施内容について (案)

	国が示す基準等	秋田市
1. 実施 (移行)時期	原則、平成27年4月から (条例制定により、実施猶予)	平成29年4月から
2. 訪問型 サービスの種類	<ul style="list-style-type: none"> ①現行の介護予防訪問介護 ②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス) ③訪問型サービスB (住民主体による支援) ④訪問型サービスC (短期集中予防サービス) ⑤訪問型サービスD (移動支援) 	<p>①現行の介護予防訪問介護</p> <p>なお、</p> <p>④について平成29年度中の実施に向けて検討</p> <p>②③⑤については今後検討</p>

秋田市総合事業の実施内容について (案)

	国が示す基準等	秋田市
3. 通所型サービスの種類	<ul style="list-style-type: none">① 現行の介護予防通所介護② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)③ 通所型サービスB (住民主体による支援)④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)	<ul style="list-style-type: none">① 現行の介護予防通所介護 <p>なお、</p> <ul style="list-style-type: none">④ について平成29年度中の実施に向けて検討 <p>②③ については今後検討</p>

秋田市総合事業の実施内容について (案)

	国が示す基準等	秋田市
4. サービス基準	<p>介護予防訪問介護・介護予防通所介護</p> <p>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年厚労省令第35号)</p>	<p>「秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(基準条例)に則って行う (※国の基準相当)</p>
5. みなし指定の有効期限	平成30年3月末	国の基準どおり

秋田市総合事業の実施内容について (案)

	国が示す基準等	秋田市
6. 指定更新の期限	給付の指定に係る有効期間を踏まえ、市町村が定める期間	6年
7. 介護報酬単価	介護予防訪問介護・介護予防通所介護 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚労省告示第127号)に規定する単価を上限とする	国の基準どおり

秋田市総合事業の実施内容について (案)

	国が示す基準等	秋田市
8. 利用料(利用者負担)	介護給付の利用者負担割合(原則1割、一定以上所得は2割)を下限とする。	国の基準どおり
9. 審査支払い(請求関係)	国保連に委託可	現行相当サービス →国保連に委託 (要支援者) 訪問型サービスA～Dおよび 通所型サービスA～C →サービス実施を含めて今後検討

秋田市総合事業の実施内容について (案)

	国が示す基準等	秋田市
10. その他生活支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> ①栄養改善の目的とした配食 ②住民ボランティア等が行う見守り ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援 	実施に向けて検討
11. 一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ①介護予防把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業 ④一般介護予防事業評価事業 ⑤地域リハビリテーション活動支援事業 	<p>従来の一次予防事業(左記の②・③)を、継続して行う。</p> <p>その他は、実施に向けた検討を行う</p>

秋田市総合事業の実施内容について (案)

	国が示す基準等	秋田市
12. 介護予防 ケアマネジメント	<p>①ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント ≡ 介護予防支援)</p> <p>②ケアマネジメントB (サービス担当者会議やモニタリング等を簡略化した介護予防ケアマネジメント)</p> <p>③ケアマネジメントC (初回のみ介護予防ケアマネジメント)</p>	<p>①ケアマネジメントAを実施</p> <p>②③については当面実施しない。多様な主体によるサービスが整備された後に実施</p>

(参考) 介護予防ケアマネジメントの類型

①ケアマネジメントA	②ケアマネジメントB	③ケアマネジメントC
<p>原則的な介護予防ケアマネジメント</p>	<p>簡略化した介護予防ケアマネジメント</p>	<p>初回のみ介護予防ケアマネジメント</p>
<p>○介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合</p> <p>○訪問型サービスC、通所型サービスCを利用する場合</p> <p>○その他地域包括支援センターが必要と判断した場合</p>	<p>○①または③以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合(指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合等)</p>	<p>○ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合(必要に応じ、その後の状況把握を実施)</p>
<p>アセスメント</p> <p>→ケアプラン原案作成</p> <p>→サービス担当者会議</p> <p>→利用者への説明・同意</p> <p>→ケアプランの確定・交付(利用者・サービス提供者へ)</p> <p>→サービス利用開始</p> <p>→モニタリング(必要に応じ給付管理)</p>	<p>アセスメント</p> <p>→ケアプラン原案作成(必要に応じ、サービス担当者会議)</p> <p>→利用者への説明・同意</p> <p>→ケアプランの確定・交付(利用者・サービス提供者へ)</p> <p>→サービス利用開始</p> <p>→モニタリング(適宜)</p>	<p>アセスメント</p> <p>→ケアマネジメント結果案作成</p> <p>→利用者への説明・同意</p> <p>→利用するサービス提供者等への説明・送付</p> <p>→サービス利用開始</p>

介護予防支援と 介護予防ケアマネジメント

利用するサービスにより、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントで区別

種類	対象者	適用パターン
介護予防支援	要支援1・2のみ	①予防給付のみ利用 ②予防給付＋総合事業サービス
介護予防 ケアマネジメント	①要支援1・2※ ②事業対象者	総合事業サービスのみ

※この要支援者は、平成29年4月以降の新規認定者もしくは更新申請を受けた者

まとめ

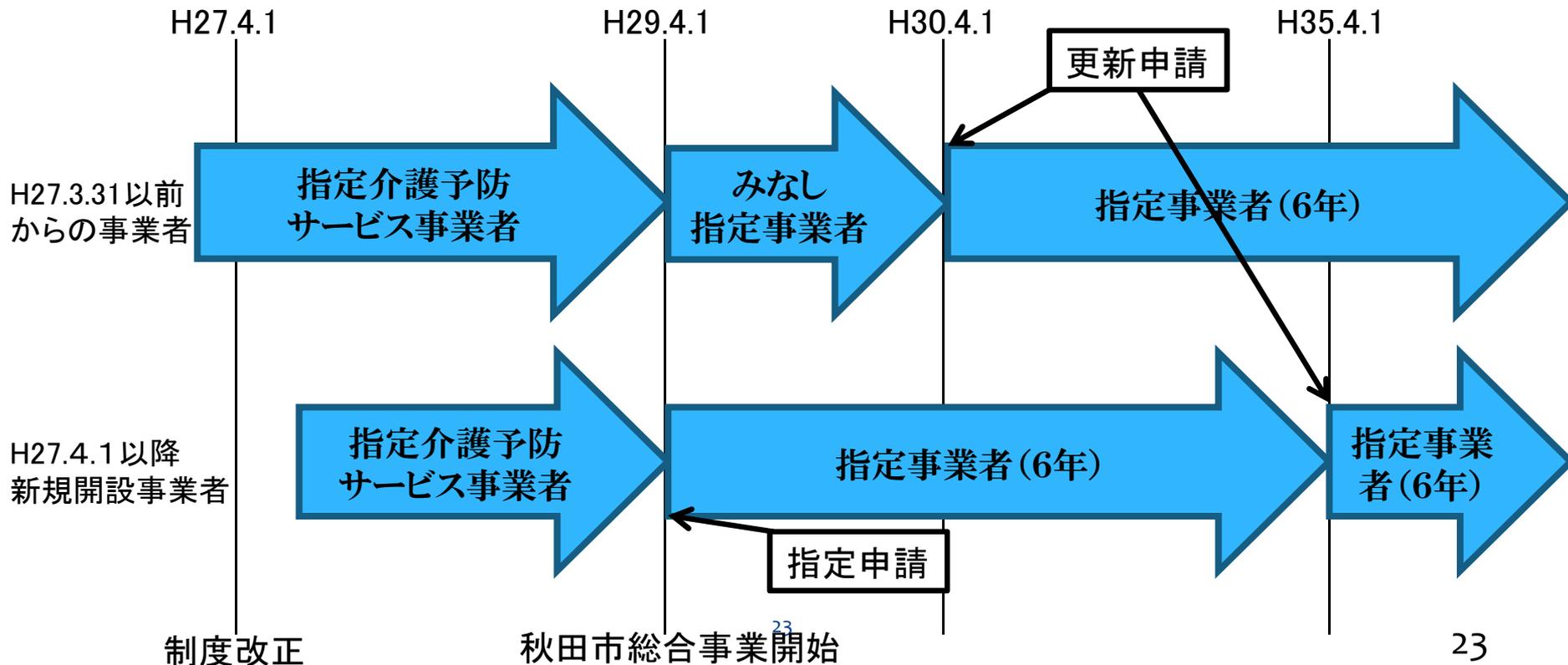
○秋田市総合事業は、平成29年4月
(平成29年度)から開始

○総合事業の開始当初は、「介護予防・生活支援サービス事業」は、現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護をそのまま移行させ、現行と変わらないサービスを提供する

○多様な主体による「介護予防・生活支援サービス事業」の提供について、今後検討する

みなし指定と指定事業者

平成27年3月以前に指定介護予防サービス事業所として指定を受けている事業所は、総合事業移行後は指定を受けたとみなされ、引き続き総合事業による訪問型・通所型サービスを提供可能



定款・運営規程等の追加・変更

総合事業による訪問型・通所型サービスを行う際は、定款に規定があるか確認する必要がある。

(定款の記載例)

介護保険法に基づく第1号事業

※「介護予防および自立支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、地域支援事業として行う介護予防・日常生活支援総合事業」の意味
(介護保険法第115の45条第1項第1号に規定)

すべての法人の定款には当てはまらないので、詳細については、各所轄官庁にご相談ください。

重要事項説明書について

総合事業の開始に伴い、

- 介護予防サービス → 介護予防 生活支援サービス事業
- 介護予防訪問介護 → 第1号訪問事業 訪問介護
- 介護予防通所介護 → 第1号通所事業 通所介護
- 介護予防支援費 → 第1号介護予防支援事業
介護予防ケアマネジメント となります。

※総合事業の開始に伴い、契約名や上記の名称変更等について重要事項説明書等の変更を行う必要があります。ただし、既存の利用者に対しては、十分な説明を行った上で、覚書等での対応でも差し支えないと思われれます。

※契約書についても、重要事項説明書と同じ対応が必要になるものと思われれます。

(3) 今後のスケジュールについて

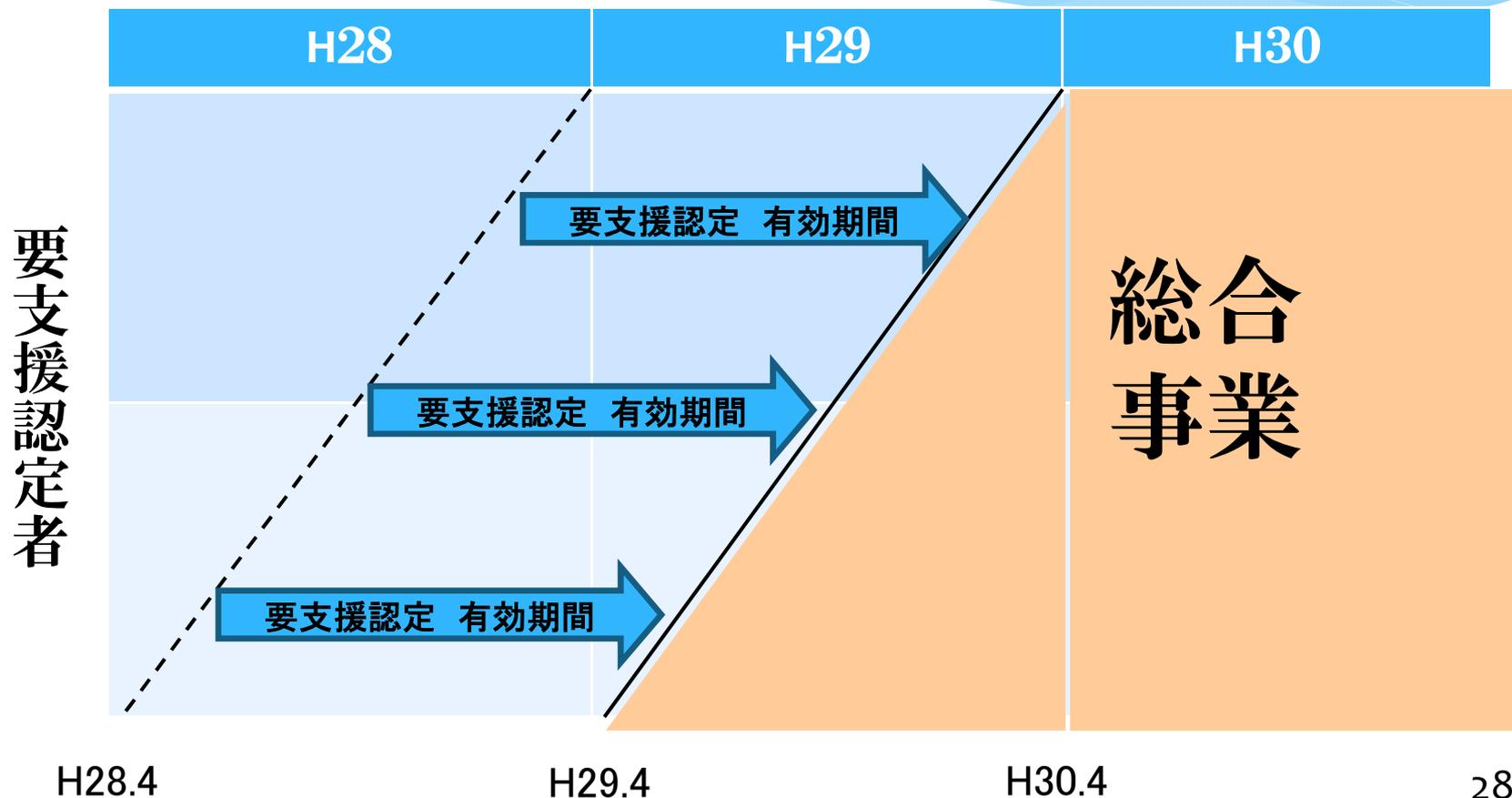
今後のスケジュール

	地域包括支援センター	介護保険サービス事業者	市民等
8月	第1回説明会		
9月			
10月			
11月			
12月	第2回説明会		
1月			
2月			
3月	介護予防ケアマネジメント業務委託契約		
4月	秋田市総合事業開始		
	介護予防ケアマネジメント実施	みなし指定事業所によるサービス開始	要支援認定更新者・新規認定者から順次移行

指定申請
受付開始

認定有効期間とサービス移行のタイミング

- 平成29年4月以降に新しく要支援の認定を受けた者から総合事業サービスとしての訪問・通所型サービスを利用する。
- 平成29年3月31日までに申請をし、要支援の認定を受けた者は、有効期間の間は現行の予防給付でサービスを利用する。



質問事項について

※この後、次第に従い、質疑応答を行います。

本日お答えできない質問については、持ち帰って、後日、改めて回答いたします。

※後日、質問する場合は、本日資料と一緒に配布した「質問票」に記載のうえ、長寿福祉課へFAXをお願いします。

回答につきましては、秋田市長寿福祉課内のホームページ上で、総合事業に関するQ&Aという形で、提供する予定です。